

2月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 14日(木)・21日(木)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376) (14日(木)は新治地区公民館)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	13日(木)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	20日(木)	13:00～16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～土曜日	10:00～17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (特別青少年相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:30 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員) 予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
ひきこもり専門相談	4日(月)	10:30～12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	8日(金)・15日(金)	13:00～15:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	26日(火)	10:00～12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 9日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	28日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	8日(金)・22日(木)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	8日(金)・22日(木)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (外国人には通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	7日(木)・21日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

20歳になってからの契約は慎重に！

消費生活センター

☎823-3928

相談

娘が、駅前で声をかけられ、美顔器と化粧品を契約してしまった。近々オープン予定のエステティックサロンのアンケートに答えてほしいと誘われ、肌のチェックをされたあと契約させられたようだ。金額も40万円と高額であり、本人も後悔しているので解約したい。

アドバイス！

今回の相談をいろいろな角度から考えてみましょう。

①娘が未成年者だった場合

未成年者取り消しができます。親権者、本人、どちらからも、文書を出して取り消すことができます。商品は開封したものも含めて、そのまま着払いで返送することができます。

②娘が20歳を過ぎていた場合

契約から8日以内であれば、クーリングオフができます。無条件に解約することができます。商品は着払いで返送します。ただし、開封した商品は返品でき

ません。契約から8日を過ぎたときは、販売方法や、商品に問題がないかを考え、業者と交渉していくことになります。無条件に解約することはできないため解約はかなり難しくなります。

実際の相談事例では娘は19歳の未成年者だったため、①で対応しました。

20歳になると自分が行った契約に責任が求められます。たとえ、あなたが契約に対しよく理解していなかったり、自己責任を意識していなくても、そういうことに関係なく成人としての責任を追及されることになります。

当センターに寄せられる相談の多くは、契約をしてしまったけれど、解約したいというものです。契約が成立すると、一方的に解除することはできません。契約して悩むより、契約する前にこそ悩むべきなのです。

さあ、その契約、本当に今必要なものですか？